

第 1 号

平成24年度長野県一般会計補正予算（第1号）案

平成24年度長野県一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38億2,507万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,450億1,203万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	歳 項	入		
		補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9	国庫支出金	93,481,795	1,205,741	94,687,536

		2	国庫補助金	35,982,536	1,196,765	37,179,301
		3	委託金	1,433,821	8,976	1,442,797
10	財産収入			1,880,526	184	1,880,710
		1	財産運用収入	1,282,706	184	1,282,890
12	繰入金			31,673,504	2,361,993	34,035,497
		2	基金繰入金	30,466,192	2,361,993	32,828,185
13	繰越金			1	197,727	197,728
		1	繰越金	1	197,727	197,728
14	諸収入			82,264,577	1,429	82,266,006
		7	雑収入	2,198,297	1,429	2,199,726
15	県債			128,209,000	58,000	128,267,000
		1	県債	128,209,000	58,000	128,267,000
	歳入合計			841,186,960	3,825,074	845,012,034

		歳 出			
款		項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
3	民 生 費		108,567,069	1,208,909	109,775,978
		1 社 会 福 祉 費	80,654,135	10,160	80,664,295
		2 児 童 福 祉 費	13,214,570	98,500	13,313,070
		3 障 害 福 祉 費	12,011,692	1,100,249	13,111,941
4	衛 生 費		24,939,898	339,312	25,279,210
		4 公 衆 衛 生 費	7,940,861	339,312	8,280,173
5	労 働 費		4,247,636	850,000	5,097,636
		3 雇 用 対 策 費	2,072,630	850,000	2,922,630
6	環 境 費		2,485,045	1,002,747	3,487,792
		1 環 境 管 理 費	1,960,383	1,001,459	2,961,842
		2 水 環 境 費	315,330	1,288	316,618
7	農 林 水 産 業 費		40,106,891	252,002	40,358,893
		1 農 業 費	10,227,164	74,528	10,301,692

			3	農	地	費	11,523,898	145,324	11,669,222				
			4	林	業	費	17,020,812	32,150	17,052,962				
8	商	工				費	78,900,759	22,429	78,923,188				
			2	觀	光	費	722,886	22,429	745,315				
9	土	木				費	102,296,949	136,481	102,433,430				
			2	道	路	橋	梁	費	40,198,222	50,000	40,248,222		
			6	住	宅		費	6,913,720	86,481	7,000,201			
11	教	育				費	197,675,099	13,194	197,688,293				
			1	教	育	總	務	費	11,472,657	7,390	11,480,047		
			4	特	別	支	援	学	校	費	16,948,052	5,804	16,953,856
	歲	出					合	計	841,186,960	3,825,074	845,012,034		

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前の額 千円	補正額 千円	補正後の額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
農業農村整備事業費	1,832,000	58,000	1,890,000	1 資金 政府資金、銀行その他 2 方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋め るために必要な金額をそ れぞれの限度額に加算し た金額を限度額とする。	5.0 % 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金につ いては、その債権者との 協定による。
合 計	128,209,000	58,000	128,267,000			